

令和8年度第1回岩手県鳥獣被害防止対策推進会議

令和8年6月3日(水)14:00~16:00
マリオス18階 181会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 内 容

(1) 県内の野生鳥獣による農作物被害等について 資料1

(2) 令和8年度の鳥獣被害防止対策の取組について 資料2

ア 令和8年度に強化する取組の概要について

イ 令和8年度の鳥獣被害防止対策の取組計画について

(3) 令和8年度の現地対策チームの取組計画について（各現地対策チーム） 資料3

(4) 国、関係各課からの情報提供 資料4

ア 鳥獣被害対策タスクフォースについて（東北農政局農村環境課）

イ 令和8年度狩猟免許試験について（自然保護課）

(5) その他

4 そ の 他

5 閉 会

県内の野生鳥獣による農作物被害等について

1 農作物被害の状況

(1) 被害金額

- ・令和6年度の農作物被害金額は、令和5年度と比較して約1億円減の約4億1千万円
- ・被害金額の約6割がニホンジカによる被害
- ・ツキノワグマの令和6年度の被害金額は約3千3百万円と、令和5年度から大きく減少

《野生鳥獣による農作物被害金額の推移》

(単位：千円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R6 対前年差
鳥類	65,543	58,507	64,489	69,042	56,066	▲12,976
獣類	356,268	349,545	402,057	446,238	356,859	▲89,380
	うちニホンジカ	227,485	213,540	274,145	243,215	▲6,949
	うちツキノワグマ	48,046	41,004	33,137	99,662	▲66,706
	うちハクビシン	33,269	30,878	32,216	17,939	▲84
うちイノシシ	27,623	51,524	40,685	60,108	45,911	▲14,197
計	421,811	408,052	466,546	515,280	412,924	▲102,356

(2) 被害面積

- ・農作物被害面積は近年減少傾向にあり、令和6年度の被害面積は、令和5年度と比較し大きく減少し310ha
- ・ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシによる被害面積が前年度と比較し大きく減少

《野生鳥獣による農作物被害面積の推移》

(単位：ha)

	R2	R3	R4	R5	R6	R6 対前年差
鳥類	118	76	57	52	39	▲13
獣類	521	444	477	456	271	▲185
	うちニホンジカ	373	279	335	275	▲73
	うちツキノワグマ	50	42	32	79	▲54
	うちハクビシン	32	29	29	13	▲9
うちイノシシ	34	69	46	67	29	▲38
計	639	520	534	508	310	▲234

(3) 東北他県との農作物被害金額の比較

- ・本県の令和6年度の農作物被害金額は、東北で最多

≪野生鳥獣による農作物被害金額の推移≫

(単位：万円)

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東北計
鳥類	1,397	5,607	2,015	735	16,201	4,790	30,745
獣類	5,059	35,686	11,579	1,213	19,263	10,273	83,072
	うちシカ	1,937	23,627	1,793	1	14	27,797
	うちイノシシ	1,377	4,591	7,485	611	8,027	27,831
うちサル	542	354	845	167	4,116	2,373	8,397
計	6,455	41,924	13,594	1,948	35,464	15,063	113,817

注) 端数処理を四捨五入により行っていることから、総数と内訳の計とが一致しない場合がある。

(4) 品目別の被害状況

① 被害金額上位3品目の被害額及び被害面積

No.	R5			R6		
	品目	被害額(千円)	被害面積(ha)	品目	被害額(千円)	被害面積(ha)
1	果樹	177,790	75	稲	131,246	103
2	稲	134,039	121	果樹	114,179	31
3	飼料作物	111,981	191	野菜	76,504	21
	その他	91,469	121	その他	90,995	155
	計	515,280	508	計	412,924	310

②-1 令和6年度の獣種別の上位3品目被害金額及び前年差

No.	シカ			イノシシ			クマ		
	品目	被害額(千円)	前年差	品目	被害額(千円)	前年差	品目	被害額(千円)	前年差
1	稲	93,523	19,087	稲	21,396	▲13,780	果樹	15,224	▲48,091
2	飼料作物	46,876	▲35,468	いも類	10,916	4,760	飼料作物	7,751	▲15,652
3	果樹	44,492	▲933	野菜	7,251	3,387	稲	5,800	▲1,783
	被害金額計	236,266	▲6,949	被害金額計	45,911	▲14,197	被害金額計	32,956	▲66,706

②-2 獣種別の上位3品目被害額及び前年差

No.	ハクビシン			鳥類		
	品目	被害額 (千円)	前年差	品目	被害額 (千円)	前年差
1	野菜	12,315	2,699	果樹	37,575	▲8,881
2	果樹	5,126	▲2,529	稲	9,531	▲2,995
3	稲	132	55	野菜	5,148	▲602
	被害金額計	17,855	▲84	被害金額計	56,066	▲12,976

2 被害地域の状況

(1) 被害報告の状況

- ・ 被害報告のあった市町村数は、県内33市町村全て
- ・ 被害額が前年度比3割以上“増加”の市町村は、5市町村（令和5年度：15市町村）
- ・ 被害額が前年度比3割以上“減少”の市町村は、13市町村（令和5年度：5市町村）

(2) 主な鳥獣別の状況

(ニホンジカ)

- ・ 被害報告があった市町村数は、前年度から1増加し、31市町村
- ・ 被害が増加した市町村数は14、減少した市町村数は18

(イノシシ)

- ・ 被害報告があった市町村数は、前年度と同じ32市町村（新たに葛巻町から被害報告あり）
- ・ 被害が増加した市町村数は13、減少した市町村数は20

(クマ)

- ・ 被害報告があった市町村数は、前年度から2減少し、28市町村
- ・ 被害が増加した市町村数は3、減少した市町村数は27

3 被害額等の減少の要因等

(1) 積極的な捕獲活動や侵入防止柵整備等の被害防止対策の進展により、2年連続で増加していた被害額が減少に転じたものと推定される。特に、捕獲活動や侵入防止柵整備を積極的に行った遠野市、盛岡市、一関市、平泉町等において被害金額が大きく減少している。

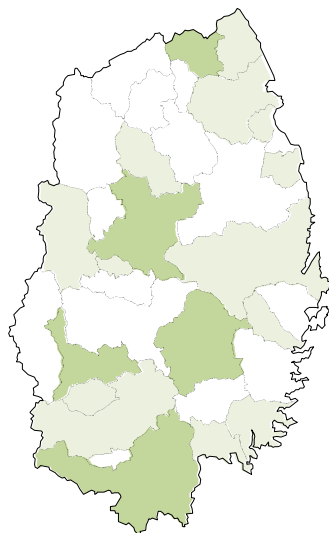
⇒ 被害の低減は、捕獲活動と侵入防止柵整備の両方に取り組むことが重要。

(2) 被害が大きく減少したクマでは、令和6年度のブナ開花・結実状況調査が「並作」となり、山である程度エサを確保できたことから、出没件数の減少が関連しているものと推定される。

○ 令和6年度において前年度より100万円以上被害額が減少した市町村

※ 着色は被害金額が増減した市町村、濃い着色は前年度より100万円以上被害金額が増減した市町村

シカ

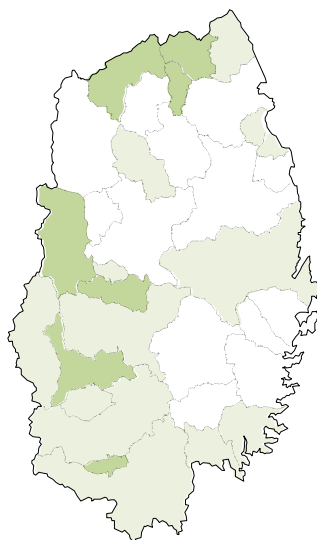


■ 被害金額（ニホンジカ）が100万円以上減少した市町村

市町村名	被害金額 (千円)	対前年差 (千円)	対前年比 (%)	捕獲頭数			侵入防止柵延長 (km)
				R4	R5	R6	
遠野市	83,993	▲ 18,799	▲ 22	5,493	5,751	5,209	294
盛岡市	4,437	▲ 5,633	▲ 127	2,034	2,039	2,191	66
一関市	6,664	▲ 5,626	▲ 84	1,605	1,625	1,600	265
北上市	4,427	▲ 5,540	▲ 125	24	38	17	14
軽米町	2,140	▲ 3,419	▲ 647	9	14	29	—

※市町村別平均捕獲頭数（ニホンジカ）833頭/市町村・年
市町村別平均侵入防止柵整備延長 48km/市町村

イノシシ



■ 被害金額（イノシシ）が100万円以上減少した市町村

市町村名	被害金額 (千円)	対前年差 (千円)	対前年比 (%)	捕獲頭数			侵入防止柵延長 (km)
				R4	R5	R6	
平泉町	1,527	▲ 8,319	▲ 545	52	50	52	227
九戸村	78	▲ 6,777	▲ 8,688	0	2	2	—
二戸市	2,881	▲ 2,497	▲ 87	12	37	40	27
紫波町	1,363	▲ 2,213	▲ 162	14	17	14	169
軽米町	917	▲ 2,164	▲ 236	3	4	3	—
雫石町	505	▲ 2,029	▲ 402	130	65	128	74
北上市	360	▲ 1,620	▲ 450	4	21	17	14

※市町村別平均捕獲頭数（イノシシ）49頭/市町村・年
市町村別平均侵入防止柵整備延長 48km/市町村

4 クマの出没状況について

- ・ 令和7年度の出没件数は9,739件となり、令和6年度と比較し、6,856件増加。
- ・ 令和8年4月の出没は376件となり、令和7年4月と比較し、152件増加しており、今後の出没増加が懸念。

【出没件数】

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R8※	376												376
R7※	224	534	825	1,056	871	1,052	3,088	1,620	272	75	53	69	9,739
R6	170	561	708	554	438	142	105	79	74	17	9	26	2,883

※令和7年度の出没件数は速報値のため、変動する場合があります。

5 令和7年度クマによる農作物被害の調査結果について

(1) 調査要旨

令和7年度のクマによる10月末時点の農作物被害を調査し、その被害額は約8千1百万円、被害面積は約67ha。また、果樹の被害本数は985本となった。

(2) 調査結果

ア 調査方法

(ア) 農作物被害調査

例年実施している野生鳥獣による農作物被害調査に準じて、市町村を通じ、令和7年4月～10月までのクマによる農作物(収穫前のもの)と、収穫物被害(収穫後のもの)について、被害金額等を調査

(イ) 果樹の被害本数調査

重大な被害と軽微な被害に分けて、その本数を調査

イ 調査結果

(ア) 農作物被害調査

	農作物被害 R7(4～10月)		収穫物被害 R7(4～10月)
	面積(ha)	金額 (万円)	金額(万円)
水稲	4.3	559	15
果樹	10.5	4,727	0
飼料作物	38.2	910	53
野菜	9.8	1,733	0
その他	3.7	170	34
合計	66.5	8,099	102

(イ) 果樹の被害本数調査

	R7(4～10月)			被害金額※ (万円)
	被害本数 計(本)	うち重大な 被害本数 (本)	うち軽微な 被害本数 (本)	
りんご(おい性樹)	644	0	644	65
りんご(普通樹)	253	28	225	149
ぶどう	2	0	2	0.8
西洋なし	16	1	15	0.9
その他(もも、柿 等)	70	19	51	126
合計	985	48	937	342

※ 気象災害時の評価に準じた被害金額。単位面積当たりの果実の算出額から推定

6 被害現場における状況把握結果について

(1) 調査要旨

- 令和7年度のツキノワグマによる農作物被害に係る今後の被害対策の検討に資するため、上記5の被害調査の対象とした経営体について、被害対策の状況、今後の対策・対応、行政への支援ニーズを調査し、今後の対応について整理したもの。
- 調査結果のうち、被害対策の状況については、刈払いや箱わな設置がそれぞれ約5割。今後の対策・対応については、電気柵設置が約6割、箱わな設置が約4割。行政への支援ニーズについては、捕獲強化が約9割、電気柵設置が約5割となった。

(2) 調査対象及び内容

- 被害状況の調査の対象とした39経営体(43事例)に対し、①被害対策の状況、②今後の対策・対応、③今後の対応に係る行政への支援ニーズについて聞き取り
- 被害作物は果樹が26事例と最も多く、次いで飼料作物が9事例となった。

【調査対象】

被害作物	事例(割合%)
果樹	26(60)
飼料作物	9(21)
野菜	3(7)
水稻	1(2)
その他	4(9)
合計	43(100)

(3) 調査結果

別紙のとおり

(4) 今後の対応

- 捕獲活動の強化や電気柵の設置、刈払い等の被害防止対策について、引き続き、鳥獣被害防止総合対策交付金の活用により各市町村協議会等の取組を支援していくことが必要。特に、農地周辺における捕獲の強化については、鳥獣被害防止総合対策交付金の「クマ特別対策」の活用を推進していくことが必要。
- 現地対策チームにおいて、新たに、普及センターが中心となって、39経営体を対象とした現地指導と被害防止対策の改善事例の作成・周知により、被害防止対策の取組強化につなげていくことが必要。
- 被害防止対策に係る研修会について、現地対策チーム等において、これまでの電気柵の設置方法に加え、電気柵の適切な維持管理や刈払いの効果的な実施等、内容を拡充して実施していくことが必要。

(別紙)

1 調査方法

- 実施時期：令和7年11月
- 調査実施者：市町村、県(各広域振興局及び農林振興センター、普及センター)
- 調査対象：被害調査において被害を受けた経営体のうち市町村が選定した39経営体
- 調査内容：次の項目を聞き取り調査(それぞれの項目は複数回答)。
 - ①農業者の被害対策の状況、②被害防止に向けた今後の対策・対応、③今後の対応に係る行政への支援ニーズ

2 農業者の被害対策の状況

(1) 調査結果

- ・ 実施した対策では、農地周辺の刈払いと箱わな設置がそれぞれ約5割、次いで電気柵設置が約4割であった。
- ・ 39経営体のうち、いずれかの対策を実施していたのは36経営体であった。(残りの3経営体は回答未記入)

対策の実施内容	件数(割合%)
農地周辺の刈払い	20(51)
農地周辺の箱わな設置	18(46)
電気柵設置	16(41)
追払い活動	13(33)
その他	11(28)

(2) 課題等

- ・ 実施した被害対策について、それぞれの実施率が約5割以下となっており、各経営体において、被害対策の基本である「捕る」(箱わな設置)、「守る」(電気柵設置)、「寄せ付けない」(農地周辺の刈払い、追払い活動)を一層推進していくことが必要。
- ・ 刈払いや箱わな設置、電気柵設置を実施していた経営体においても被害が発生しており、適切な刈払いや箱わな設置、電気柵設置が行われなかった可能性がある。
- ・ このため、改めて、効果的な刈払いや箱わな設置、電気柵の適切な設置や維持管理等の被害防止対策の取組の強化に向け、研修会や現地指導の実施、現地指導等に基づく効果的な被害防止対策事例等の周知を図っていくことが必要。

3 被害防止に向けた今後の対策・対応

(1) 調査結果

ア 今後自身で行う被害防止に向けた対策

- ・ 電気柵設置が約6割、次いで、追払い活動、環境整備や緩衝帯整備がそれぞれ約3割となった。

イ 今後集落や地域で行いたい被害防止に向けた対策

- ・ 農地周辺への箱わな設置（捕獲強化）が約4割、次いで、環境整備や緩衝帯整備が約2割となった。

(2) 課題等

- ・ 個々の経営体で行う電気柵の設置とともに、地域ぐるみで行う農地周辺への箱わな設置、環境整備や緩衝帯整備に向け、それぞれのニーズに応じて、各市町村等を通じ、鳥獣交付金を活用した支援の継続が必要。

対策の内容	件数(割合%)
電気柵設置	24(62)
追払い活動の実施	13(33)
環境整備や緩衝帯整備	12(31)
センサーカメラ設置	7(18)
その他	5(13)

対策の内容	件数(割合%)
農地周辺への箱わな設置	14(36)
環境整備や緩衝帯整備	9(23)
追払い活動の実施	5(13)
電気柵設置	4(10)
センサーカメラ設置	4(10)
生息状況調査	2(5)
その他	2(5)

4 今後の対応に係る行政への支援ニーズ

(1) 調査結果

- ・ 農地周辺での捕獲活動の強化への支援が約9割となり、調査対象者はわな設置や有害捕獲を強く希望している。
- ・ 次いで、電気柵設置への支援が約5割となり、刈払い等の環境整備や緩衝帯整備への支援が約4割となった。
- ・ 研修会の開催は約3割となった。
- ・ なお、支援ニーズに関する自由回答では、「電気柵導入とその維持管理」、「捕獲の強化」等の意見が寄せられた。

(2) 課題等

- ・ 捕獲の強化や電気柵の設置、刈払い等に対するニーズが多く、それぞれの取組の推進に向け、各市町村等を通じ、鳥獣交付金を活用した支援の継続とともに、捕獲対策や刈払い等を実施できる「クマ特別対策」の活用していくことが必要。

支援ニーズ	件数(割合%)
農地周辺での捕獲活動の強化	37(95)
電気柵設置への支援	21(54)
刈払い等の環境整備や緩衝帯整備への支援	17(44)
電気柵設置やクマ被害防止に向けた研修会の開催	13(33)
被害を受けた作物の生産回復への支援	8(21)

令和 8 年度の鳥獣被害防止対策の取組について

県では、市町村等と連携し、野生鳥獣による農作物の被害防止に向け、鳥獣被害防止総合対策交付金や指定管理鳥獣対策事業等を活用し、①とる（捕獲）、②まもる（侵入防止対策）、③よせつけない（生息環境管理）の 3 本柱の取組を推進。

I 令和 8 年度に強化する取組の概要について

1 鳥獣被害防止総合対策事業費 R 8 年度当初予算 522,669 千円（R 7 年度比 107,016 千円増）

市町村等が実施する上記の 3 本柱の取組を支援するとともに、県が主体となって広域捕獲活動等を実施。

① とる（捕獲）

- ・ シカ、クマ等の捕獲活動に要する経費の支援【拡充】→捕獲頭数の増（2,800 頭増）
- ・ クマ特別対策、シカ特別対策に要する経費の支援【拡充】→1 町の増で 6 市町
（クマ特別対策：一関市、平泉町、シカ特別対策：遠野市、一関市、奥州市、岩泉町）
- ・ イノシシ、シカの広域捕獲活動の実施【拡充】→1 町の増で 8 市町村
（大船渡市、久慈市、遠野市、陸前高田市、住田町、普代村、野田村、洋野町）

② まもる（侵入防止対策）

- ・ 侵入防止柵等の整備に要する経費を支援【継続】
- ・ 電気柵における下草刈り等管理作業を省力化するための新たな侵入防止対策技術の開発【新規】
- ・ 普及センターを中心とした現地対策チームによる現地指導【新規】

③ よせつけない（生息環境管理）

- ・ 放任果樹の伐採や、緩衝帯整備に要する経費の支援【継続】
- ・ 普及センターを中心とした現地対策チームによる現地指導【新規】（再掲）

2 指定管理鳥獣対策事業 R8年度当初予算 418,502千円（R7年度比 132,715千円増）

クマによる人の生活圏への出没等を踏まえるとともに、シカやイノシシの農林業被害等拡大防止に向け、指定管理鳥獣の捕獲を強化。

① とる（捕獲）

- ・ クマ、シカ、イノシシの捕獲【拡充】→県直営によるクマの指定管理捕獲（200頭想定）
- ・ 市町村が行う緊急銃猟への補助、春季捕獲の捕獲者の支援【新規】→29市町村
- ・ 専門職員（1人）、県ガバメントハンター（5人）の配置、市町村ガバメントハンター配置の支援【新規】

③ よせつけない（生息環境管理）

- ・ 市町村が実施する出没防止対策（パトロール、追い払い等）に係る経費の補助【新規】→16市町村

〔参考1〕 クマ、シカ、イノシシ等について、令和8年度中に次期管理計画を策定し、新たな捕獲目標頭数を設定する。

〔参考2〕 「ツキノワグマ対策基本方針」に関する令和8年度の実施等について ※資料2-2を参照

3 野生動物の人の生活圏への出没抑制のための環境整備の取組（いわての森林づくり県民税を活用）

R8年度当初予算 55,637千円（R7年度比 25,412千円増）

「いわての森林づくり県民税」を活用し、「県民理解の醸成（森林との共生）」を図る取組のほか、新たに「森林に関連する安全・安心な県民生活」に資する取組を推進。

③ よせつけない（生息環境管理）

《県民理解の醸成（森林との共生）》

- ・ 森林でのクマ等の出没抑制を図る緩衝帯の整備等の支援【継続】
- ・ 里山林などの森林整備活動の支援【継続】

《安全・安心な県民生活の取組推進》

- ・ 県有施設周辺の刈払いを実施【新規】 →1箇所
- ・ 河川内の樹木・藪の刈払い等を実施【新規】 →実施箇所の調整中

II 令和8年度の鳥獣被害防止対策の取組計画について

1 「岩手県鳥獣被害防止対策会議」主体の取組計画

(1) 岩手県鳥獣被害防止対策推進会議の開催

個体数管理や有害捕獲等に携わる関係者が相互に連携し、被害防止状況の情報共有や効果的な被害防止対策の推進を図るため、岩手県鳥獣被害防止対策推進会議を開催（年2回）。

地域における被害防止技術の実証結果等について、アドバイザーによる指導・助言の下、評価・検討を実施。

(2) 地域連絡会及び現地対策チーム会議の開催

広域振興局管内において、農林水産被害防止対策を効果的に推進するための情報共有等を目的に、広域振興局単位の地域連絡会や各広域振興局・農林振興センター単位の現地対策チーム会議を開催。

(3) 現地対策チームによる被害防止対策技術の普及等

① 各広域振興局・農林振興センターに設置する現地対策チームが主体となり、重点指導地区の設定による地域ぐるみの被害防止活動の支援、鳥獣被害防止対策に向けた研修会の開催、効果的な被害防止技術の実証等を実施。

② クマ被害対策に関して、普及センターが中心となって、被害を受けた経営体[※]を対象とした現地指導を実施【新規】

※ 令和7年11月に実施した被害調査において被害を受けた経営体のうち市町村が選定した39経営体さらに、指導状況を踏まえた被害防止対策の改善事例の作成・周知により、被害防止対策の取組強化につなげる。

(4) 全県を対象とした恒久電気柵に係る研修会の開催

農業者や市町村職員等を対象とした恒久電気柵の設置及び維持管理に係る研修会を開催。

【恒久電気柵の設置及び維持管理研修会】（案）

時期：令和8年7月、9月

場所：花巻市（予定）

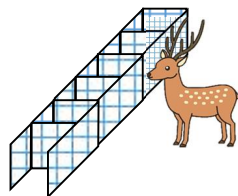
内容：① 座学研修（設置必要部材の理解と積算）（7月）

② 実地研修（設置作業を通じた技術習得、維持管理のポイント）（9月）

(5) 新たな侵入防止技術の開発・実証

ワイヤーメッシュ立体柵の普及に向けた設置マニュアルの作成

本県で開発したワイヤーメッシュ立体柵について、これまでの実証結果や試験研究成果を取りまとめ、設置方法や設置上の留意事項等を整理した設置マニュアルを作成。



- ワイヤーメッシュ立体柵について
ボックス状のワイヤーメッシュを結束バンドで連結し設置。2重構造となっており、シカの飛び越えに対する侵入防止効果が高い。



(6) 鳥獣被害防止対策優良事例集の作成と情報発信

昨年度に引き続き、各地域における鳥獣被害防止対策の推進に資するため、効果的な侵入防止柵設置や地域ぐるみの対策事例等の優良事例を収集・整理し、事例集として取りまとめるとともに、県HP等で情報発信を実施。

「鳥獣被害防止対策優良事例集」
(県HPリンク)

2 県主体の取組計画

(1) 広域捕獲活動の実施

ア 令和7年度の取組実績（事業成果の評価）について

別紙のとおり

イ 令和8年度の取組計画（案）

令和7年度に引き続き、広域的に分布又は移動するニホンジカ及びイノシシの広域捕獲活動を実施。

① 捕獲計画頭数

合計 1,333 頭

内訳(目安)

ニホンジカ 1,233 頭 (R7実績: 1,173 頭)

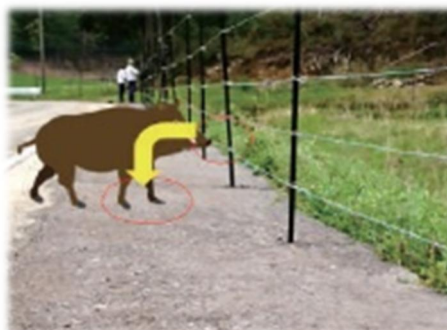
イノシシ 100 頭 (R7実績: 35 頭)

② 実施時期及び実施地区（予定）

実施時期	実施地域	備考（R7実施期間）
令和8年9月～10月	久慈地域（久慈市、洋野町、野田村、普代村）	令和7年8月～10月
令和8年9月～10月	大船渡市	令和7年9月～10月
令和8年10月	陸前高田市	令和7年10月
令和8年10月	住田町【新規】	—
令和9年2月	遠野市	令和7年1月～2月

(2) 県農業研究センターによる恒久電気柵と鉄鋼スラグ舗装を組み合わせた新たな侵入防止技術の開発【新規】 ※資料2-3を参照

県農業研究センターにおいて、定期的な下草刈りを省略するとともに、クマ等による柵線下の掘り起こしを防止できる鉄鋼スラグ舗装と恒久電気柵を組み合わせた省力的な侵入防止技術を開発



【実施計画（案）】

実施箇所：紫波町
 対象作物：果樹（ぶどう）
 実施量：150m

- 鉄鋼スラグ舗装について
 鉄鋼スラグは通電性を有しており、電気柵の地際補強資材として活用できる。（スラグ舗装について、令和8年度から鳥獣交付金の交付対象となったこと）

(3) 農業改良普及組織における取組強化について【強化】

本県の野生鳥獣による農作物被害額が、近年増加傾向にある中、県では、各地域に「現地対策チーム」を設置し、各市町村等が行う有害捕獲、電気柵等の侵入防止柵の整備、地域ぐるみで取り組む被害防止活動への支援などを行っている。

また、令和7年度においては、クマの出没が相次ぎ、果樹の被害などが発生したことから、「ツキノワグマ対策基本方針」を策定し、個体数管理の捕獲、刈り払いや放任果樹伐採などの緩衝帯の整備など、対策の強化を図っている。

こうした状況を踏まえ、農業改良普及組における野生鳥獣被害防止支援の取組強化を図るもの。

【主な活動内容】

主な活動内容は、次のとおりとし、地域の実情やニーズに基づいて取り組む。

① 周知啓発活動

技術情報の発行やSNSでの発信、指導会・研修会での周知啓発などにより、鳥獣被害防止に関する情報提供を行う。

② 電気柵の設置・維持管理指導

電気柵の設置や点検・補修・補強等の維持管理などに関する現地指導を行う。

③ 新技術の普及

高い効果が確認された新技術について、展示ほの設置などにより普及を図る。

④ 地域ぐるみ活動支援

現地対策チームが中心となり行う、集落等における鳥獣被害防止対策の検討、出没状況把握、被害防止対策の実施など、地域ぐるみの活動支援を関係機関・団体と役割を分担して行う。

⑤ 緊急的なクマ対策などの実施

普及センターが中心となり、現地対策チームによる現地指導や研修会等を通じて、被害防止対策の取組強化を図る。【再掲】

(4) 森林整備事業等による鳥獣被害対策について【継続】 ※資料2-4を参照

ア 森林整備事業（国庫）

森林の有する多面的機能の維持・増進を図ることを目的とし、森林整備事業の他の施業（造林等）と一体的に実施する鳥獣害防止施設等の整備を支援

- 事業主体：市町村、森林所有者、森林組合等、NPO 法人、森林経営計画策定者等
- 補助率：標準経費の 68%

イ いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林（県民税））

植栽実施箇所において植栽区の保全に必要な鳥獣害防止施設等の整備（シカ食害防止ネット柵又はシカ食害防止チューブの設置及び忌避剤の散布）を支援

- 事業主体：市町村、林業事業体等、NPO 法人、各種団体及び県内に事務所又は事業所を有する法人
- 補助率：標準経費の 80%

(5) 県民参加の森林づくり促進事業を活用した市町村が行う緩衝帯整備について【継続】 ※資料2-5を参照

県では、市町村等が主体的に取り組む、緩衝帯整備等の森林をつくる活動（森林整備活動）を支援

今後、3次募集を実施する予定。

募集内容（森林整備活動）	応募可能団体	補助率	補助額	備考
① 未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動を支援	市町村、各種団体、NPO 団体、県内に事務所のあ る法人	定額	1 団体当たり 100 万円以内	今後、3次募集 を実施予定
② 森林所有者への啓発活動を支援				

3 市町村等主体の取組計画

(1) 有害鳥獣捕獲（緊急捕獲）

鳥獣交付金を活用し、22市町村において、ニホンジカ約15,900頭、イノシシ約1,400頭の有害捕獲を計画。

《有害鳥獣捕獲頭数等》※鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した捕獲数

	R4	R5	R6	R7	R8（計画）
ニホンジカ（頭）	13,295	13,633	14,264	16,424	15,900
イノシシ（頭）	628	603	832	1,539	1,400
取組市町村数	20	19	20	22	22

(2) 侵入防止柵の整備

11市町村で電気柵や金網柵などの侵入防止柵約70kmの整備を予定。

《設置侵入防止柵設置距離等》

	R4	R5	R6	R7	R8（計画）
侵入防止柵設置距離（km）	118	101	65	64	70
うち電気柵（km）	113	95	60	60	68
取組市町村数	13	11	9	11	11

(3) 地域ぐるみの被害防止活動の実施

26市町村において、追払い活動や放任果樹の伐採、鳥獣緩衝帯整備などの地域ぐるみの被害防止活動を実施予定。

【参考】被害防止活動の主な取組内容

・箱わな、くくりわな導入 ・クマ、ニホンジカ、イノシシ等有害鳥獣の捕獲活動や追払い、追い上げ活動の役務要請賃金 ・被害状況や生息状況調査 ・クマスプレー導入 ・刈払いや放任果樹伐採、緩衝帯整備 ・ICT活用（被害予防アプリ、捕獲通知システム、ハンティングドローンを活用した巻き狩り、センサーカメラ導入、動物位置情報システム活用したサル防除、動物位置情報システムのリース導入） ・簡易的な集合理設設備導入 ・研修会開催 ・ジビエ利活用推進

(4) シカ特別対策等事業の実施

生息場所の調査や調査結果に基づく集中捕獲などを実施予定。

実施市町村：遠野市、岩泉町、奥州市【新規】、一関市【新規】

(5) クマ特別対策事業の実施（現在、追加要望調査実施中）

農業被害や農業者の人身被害低減のため、農地周辺における有害性の高い個体の捕獲対策の強化を支援。

実施市町村：一関市、平泉町【新規】

(6) スマート捕獲等普及加速化事業

センサーカメラ及びドローンを活用して生息・出没状況をデータ化し地区内の被害防止対策等に活用するとともに、また、遠隔監視・自動操作システム等を活用した被害防止対策の普及活動を実施。

実施市町村：奥州市（江刺伊手地区）

(別 紙)

令和7年度 広域捕獲計画に対する事業成果の評価

実施主体 岩手県

1 捕獲計画に対する実績

地域	捕獲期間	捕獲			
		計画頭数 (頭)		実績頭数 (頭)	
		シカ	イノシシ	シカ	イノシシ
久慈地域(久慈市、洋野町、野田村、普代村)	R7.8月～10月	250	50	269	27
大船渡市	R7.9月～10月	350	20	259	4
陸前高田市	R7.10月	120	10	40	1
遠野市	R8.1月～2月	380	20	605	3
計		1,100	100	1,173	35

2 事業成果の評価及び改善点

- 県内のニホンジカ及びイノシシによる農作物被害の軽減を図るため、市町村からの要請に基づき、市町村を超えて移動するニホンジカ及びイノシシの広域捕獲活動を実施し、個体数を低減させるとともに生息域の拡大を抑制することを目的に実施した。
- 令和7年度は、令和7年8月～10月に久慈地域(4市町村)で、令和7年9月～10月に大船渡市で、令和7年10月に陸前高田市で、令和7年1月～2月に遠野市で実施し、ニホンジカ1,173頭、イノシシ35頭を捕獲した。
- 令和6年度から広域捕獲に取り組む市町村の追加や実施期間の拡大を図ることで、令和6年度と比較し、捕獲数をニホンジカで433頭、イノシシで15頭増加させることができた。

【捕獲頭数】

(単位:頭)

獣種	令和6年度(①)	令和7年度(②)	対前年差(②-①)
ニホンジカ	740	1,173	433
イノシシ	20	35	15
計	760	1,208	448

- また、重点捕獲地域である大船渡市及び遠野市において、計ニホンジカ864頭の捕獲を行い、両地域を合わせて、捕獲数全体の過半を超える7割以上の捕獲を行い、効果的な捕獲を実施することができた。

【令和7年度のニホンジカ捕獲頭数に占める大船渡市及び遠野市の捕獲頭数の割合】

(ニホンジカ捕獲頭数 1,173頭に占める割合)

	大船渡市(①)	遠野市(②)	計(①+②)
捕獲頭数(頭)	259	605	864
割合(%)	22	52	74

- 捕獲頭数のさらなる増加に向け、引き続き、広域捕獲に取り組む市町村の拡大を図っていく。

「ツキノワグマ対策基本方針」の令和8年度計画・スケジュールについて

「ツキノワグマ対策基本方針」の主な施策体系（令和8年度）

基本方針の柱	取組事項	概要
(1) 人の生活圏への出没防止	被害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人の日常生活圏へのクマ出没時のパトロールや追い払い等の実施 ・侵入防止柵の設置、追い払い活動、放任果樹伐採等の実施
	人の生活圏へのクマの出没抑制に向けた環境整備の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県有施設周辺の刈り払い、河川内の樹木伐採・藪の刈り払い等を実施 ・森林整備による緩衝帯の整備
(2) 出没時の緊急対応	緊急銃猟への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する緊急銃猟への支援（支援体制の整備等）
(3) クマ類個体群管理の強化	ゾーニング管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人の生活圏とクマの生息域を区分する「ゾーニング管理」の推進
	個体数管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・クマの個体数調整のための捕獲事業を実施（直営）
(4) 人材の育成・確保	有害捕獲、クマ特別対策への支援（農作物被害防止）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等が実施する捕獲活動や農地周辺のクマの捕獲対策等への支援
	ガバメントハンター等の配置・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・野生動物の専門知識を有する専門職員及びガバメントハンターを配置。野生動物の適正管理を実施 ・市町村が任用するガバメントハンターに係る経費を支援
(5) 体制整備等	人身被害防止に向けた情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・CM放送やSNS等の各種広報を行うことによる注意喚起を実施 ・クマ出没情報共有アプリ「Bears」の活用推進
	学校生活や登下校の安全確保に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・クマ出没情報の把握に向けた市町村や警察等との連携、教職員・スクールガード等向け研修会の実施

環境生活部における取組計画

(1) 人の生活圏への出没防止

- **新** 市町村が実施する人の日常生活圏へのクマ出没時のパトロール・追い払いへの経費補助 ⇒ **実施中**
- **新** いわて森林づくり県民税を活用し、**県有施設周辺の刈り払い**（旧県営野球場等）⇒ **順次実施**（関係部と連携）

(2) 出没時の緊急対応

- **拡** 市町村の緊急銃猟への支援
 - ① 県市街地等出没時対応マニュアルの充実 ⇒ **順次改定・周知**
 - ② 県内4広域圏で市街地出没時に対応した訓練を実施 ⇒ **順次開催**
 - ③ 市町村への捕獲者の日当・保険料等の経費補助 ⇒ **実施中**
 - ④ 市町村への訓練、マニュアル作成、備品購入等の経費補助 ⇒ **実施中**
- **新** 麻酔捕獲体制の強化 関係団体と連携し、各地域の麻酔捕獲従事者の確保に向け調整中 ⇒ **年度内目途**
市町村からの派遣要請への対応強化（派遣対応者の増）に向け調整中



市街地出没訓練の様子（R）

(3) クマ類個体群管理の強化

- **新** 県直営の指定管理捕獲の実施 200頭を目標にガバメントハンターが実施（北奥羽地域個体群を先行）⇒ **順次実施**
- **新** 最新の個体数推計を踏まえた捕獲目標数の再設定 ⇒ **ツキノワグマ管理検討協議会で検討、設定**
- **新** 県のゾーニング管理指針・市町村向けガイドラインの整備 ⇒ **年内策定を目標に実施**
- **新** 市町村が行う春季捕獲への経費補助 ⇒ **実施中**

環境生活部における取組計画

(4) 人材の育成・確保

- **新** 野生動物管理専門職員（1人）による活動
 - ・ ツキノワグマの被害防除の調査・研究、効果的な捕獲手法の調査
 - ・ 被害発生時の検証の実施、検証結果を踏まえた対策の啓発
 - ・ 県内狩猟者への捕獲技術向上の研修、市町村・関係団体への助言

} 調査等を実施中・今後助言等の活動を本格化
- **継** 野生動物管理専門員（ガバメントハンター：5人）による活動
 - ・ 県直営の指定管理捕獲の実施
 - ・ 市町村からの要請を踏まえた緊急銃猟等への支援

} 捕獲訓練等を強化し、対応力向上を図る
- **新** 市町村が実施するガバメントハンターに係る経費を補助 ⇒ 実施中

(5) 体制整備等

- **拡** 情報発信の強化 「春のツキノワグマ被害防止キャンペーン」中の広報展開（5/18いわてわんこ広報室、新聞広告等）
 - ① 6月以降、CM放送、県公式ホームページ・SNSでの注意喚起を強化
 - ② 市町村への行政防災無線での注意喚起、旅客運送業・宿泊業等関係団体への注意喚起の要請継続
- **拡** 「Bears」の利用拡大・機能充実
 - ① 3月24日リリース以降、県公式Line友だち登録者は約3倍に増（4月末時点）⇒利用拡大の広報を継続
 - ② 岩手県立大学との地域協働研究 ⇒ 出没状況のデータを活用した機能充実に向け開発を実施
- **拡** 市町村連絡会議の開催（5/29）、業界団体向け研修の開催（7月頃・農林水産部等と連携）、県民向け講座の実施（7月以降）
- **継** クマの行動分析・生態研究 個体数推計と行動分析等を行うため、ヘアトラップ調査等を継続実施

農林水産部における取組計画

(1) 人の生活圏への出没防止

- 新** ① 農業普及センターによるクマ対策の現地指導（電気柵設置、放任果樹の撤去、刈払い等）を実施【対象：被害農家39戸】
- ② 「いわての森林づくり県民税」を活用し、クマ等の野生動物の人の生活圏への出没抑制のための環境整備を支援
- 継** ・ 地域住民や団体等が主体的に取り組む里山林などの森林整備活動等とともに市町村が行う緩衝帯の整備を支援【対象：83団体・3町】（16百万円）
- 新** ・ 他部局と連携し、移動経路となり得る河川内や、出没が見込まれる県有施設周辺等の樹木・藪の刈払い等を支援（39百万円）

(3) クマ類個体群管理の強化

- ① 国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲や恒久電気柵の設置など食害等防止対策、里山周辺での除間伐など地域全体で取り組む被害防止活動を支援（総額474百万円、21市町村※）
 - 継** ・ 生息状況調査に基づく捕獲対策などのクマ特別対策を支援【対象：一関市及び平泉町】
 - 新** ・ 本県が開発した恒久電気柵と鉄鋼スラグ舗装を組み合わせた省力的な管理技術の開発・実証【対象：紫波町】
- ※ 残り12市町村については、地方単独事業（特別交付税措置あり）としてクマの有害捕獲などを実施

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)-①クマ対策の現地指導	現地指導								改善事例集の作成・周知			
(1)-②里山林・緩衝帯整備の支援	交付決定等		取組期間									
(3)-①被害防止活動の支援	計画承認・着手		事業実施（被害防止活動）									



恒久電気柵と鉄鋼スラグ舗装を組み合わせた省力的な管理技術

令和8年度における人身被害を受けた当面の対応

県民への周知の強化

- (1) 報道機関に対し県民への注意喚起を要請 [5月8日実施]
- (2) 「いわてわんこ広報室」による出没情報アプリ (Bears) の周知 [5月18日(月)~]
- (3) 県公式SNSを活用した注意喚起 [随時]
- (4) クマに遭遇しない対策、クマに遭遇した場合の行動等の周知に向けたテレビCM・新聞広告の実施
- (5) 市町村と連携した地域住民への周知 (広報誌、防災無線等) の継続
- (6) 鉄道・バスなどの旅客運送事業者や観光業、旅館・ホテル業をはじめとした関係団体の協力の下での県民等への周知継続
- (7) 県・市町村教育委員会と連携した教育機関への注意喚起

山菜が自生する人里に近接する場所でも、クマとバッタリ出会わないために山と同様の対策を！

山でクマに遭遇しないために

クマに出会わないために、山へ入るときは対策を！

時間



**複数人で行動し、明け方、夕方
の入山は避ける(入らない)**

ツキノワグマは明け方と夕方に行動が活発になります。時間帯を選んで入山しましょう。

音



**音の鳴るグッズを
常に鳴らして存在をアピール**

クマは聴病な性格です。クマ鈴やラジオなどで人間の存在をアピールすれば近付きにくくなります。

ゴミ



**食べ残し等、エサに
なるものを放置しない**

お弁当やお菓子の食べ残しなどはクマのエサ。放置すると、クマをおびき寄せてしまう可能性があります。

準備



**いざという時の
撃退グッズ**

注意してもクマとバッタリ遭遇してしまう可能性があります。クマスプレーなど撃退グッズを準備しましょう。

ツキノワグマの出没に関する警報発令中！



岩手県からのお知らせ

クマに警戒してください！

クマの生息域が広がり、人のすぐ近くで活動するようになっています。クマとバッタリ出会わない対策をお願いします。

クマに遭遇しないために



食べ残し等、エサになるものを放置しない



音の鳴るグッズを常に鳴らして存在をアピール

出会ったときの行動



背を向けて走って逃げない



目を離さずに静かにゆっくり後ずさる

岩手県クマ出没情報共有アプリ「Bears(ベアーズ)」



上記QRから、岩手県公式LINEを友だち登録

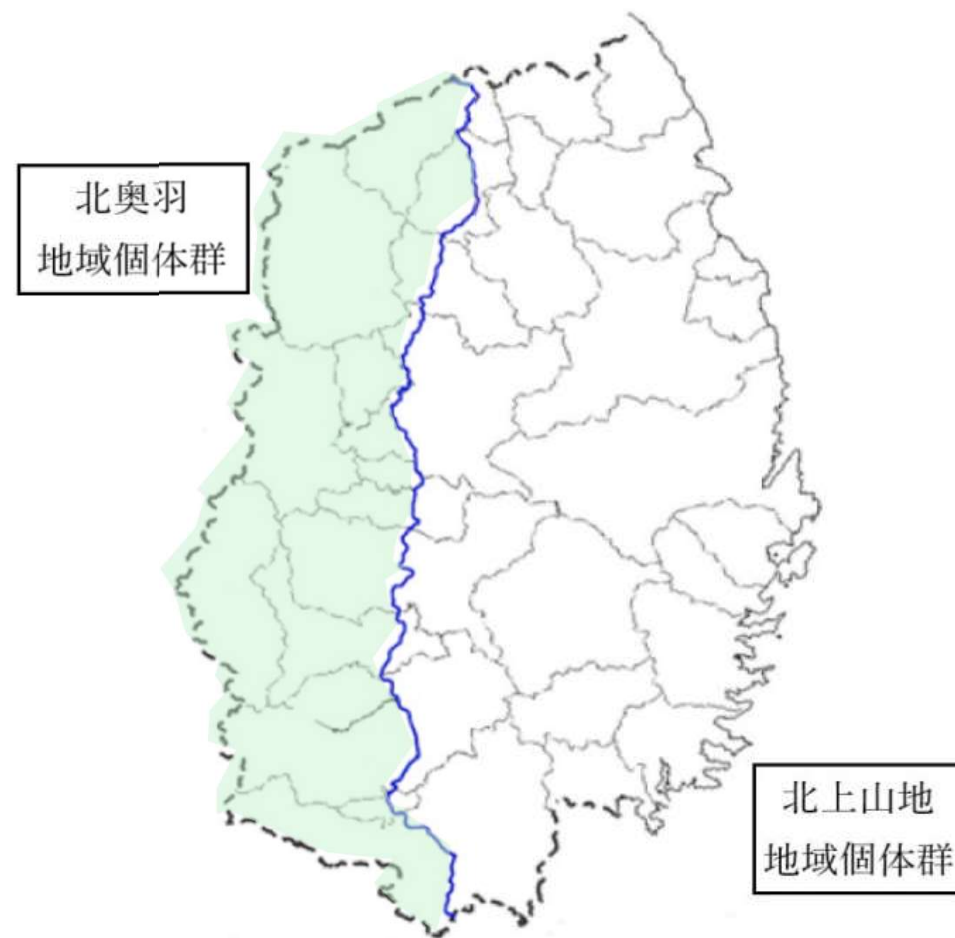
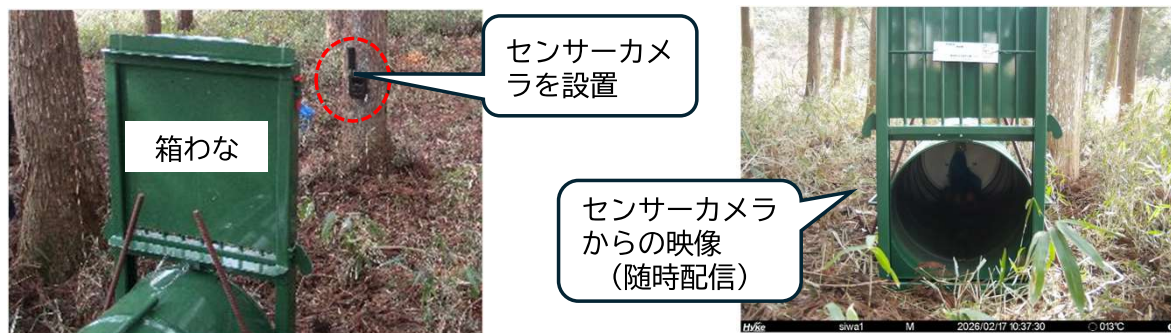
「岩手県ツキノワグマ被害防止対策」はこちら



県直営指定管理捕獲の実施予定

箱わなによる指定管理捕獲の実施

- (1) 令和8年度捕獲想定数 **200頭**
- (2) 令和7年度の出没及び人身被害数を踏まえ、**北奥羽地域個体群**から**先行着手**（設置場所等調整中）。
- (3) 捕獲の実務は、野生動物管理専門職員の指導のもと、**野生動物管理専門員**（5名）が**実施**。
（市町村・地区猟友会と連携して実施）
- (4) 箱わなとセンサーカメラを設置し、**リアルタイムで捕獲状況を監視**。クマ捕捉後に迅速に捕獲。



北奥羽地域個体群は、秋田県・青森県にまたがる生息区域であり、岩手県では北上川・馬淵川以西の区域が該当

指定管理鳥獣(シカ・イノシシ)に係る令和7年度の実績及び令和8年度の実績予定(概要)

取組区分		対象鳥獣	具体的な取組内容	令和7年度実績	令和8年度予定
1 指定管理鳥獣(シカ及びイノシシ)対策の推進	(1) 市町村と連携した県内全域でのシカ捕獲対策の推進	シカ	① 個体数管理対策として、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した県による捕獲を実施。(対象：県内全域) [国庫・環境]	捕獲頭数:10,416頭 (R7.11～R8.2)	予定頭数:10,000頭 (時期:R8.11～R9.2)
			② 繁殖抑制対策として、春季妊娠中のシカについて市町村の有害捕獲を調整し、 全県一斉捕獲を実施 。	R7.4実施(30日間) 捕獲頭数:2,121頭 うちメス:1,296頭	R8.4実施(30日間) 捕獲頭数 集計中
			③ 自然植生被害対策として、早池峰山周辺地域で生息状況調査及び希少野生植物の食害状況調査を実施するとともに、 食害防止柵を設置 。[国庫・環境] [県単]	生息調査及び防鹿柵の設置を実施	生息調査及び防鹿柵の設置を継続
	(2) イノシシ捕獲対策の推進	イノシシ	① 個体数管理対策として、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した県による捕獲を実施。(対象：県内全域) [国庫・環境]	捕獲頭数:1,086頭 (R7.11～R8.2)	予定頭数:1,100頭 (時期:R8.11～R9.2)
			② 生態や効果的な捕獲方法をテーマにした 捕獲技術研修会を開催 。[国庫・農水]	2回開催 R7.9.6 久慈市 R7.9.20 花巻市	2回開催予定
			③ 捕獲を推進 するため、わなによる捕獲の手順、効果的な設置方法等を掲載した イノシシわな捕獲マニュアル を作成し、狩猟者等に配布。[県単]	R3に5,000冊作成し、市町村及び狩猟者に配布 (県HPからダウンロードも可能)	
	(3) 生息状況調査・動向把握	シカ	① シカの生息状況調査による捕獲対策効果検証。[国庫・環境]	糞塊法による生息密度調査のほか、追出し法による生息調査を実施	糞塊法による生息密度調査を実施
		イノシシ	② イノシシの生息状況調査により、効果的な捕獲や防除対策を検討。[国庫・環境]	センサーカメラによる生息状況調査を実施	痕跡調査による生息密度調査を実施
	2 担い手の確保・育成	(1) 新規若手狩猟者の確保・定着促進	共通	① 捕獲の担い手の中核となる 若手狩猟者の確保・定着 を図るための 研修会を開催 。[国庫・環境]	2回開催 R7.12.20 葛巻町 R8.1.17 盛岡市

本県に適応した恒久電気柵の省力的な管理技術の開発について

岩手県農業研究センター

1 目的

- ・野生動物の農作物被害対策のための電気柵は、定期的な下草刈りが必要であることや、クマ等による電気柵の柵線下の掘り起こしと侵入が起こる可能性があり、電気柵の効果を継続的に発揮させるため、定期的な下草刈りや見回り等の管理作業が必要である。
- ・これらの管理作業を軽減できる省力的な技術として、電気柵線下への鉄鋼スラグ[※]舗装の有効性が確認されているが、本県では導入実績がない。また、鉄鋼スラグ舗装は専門業者による施工が一般的であるが、施工費用の低減に向け自力施工も可能（省力的かつ経済的效果の高い野生鳥獣侵入防止技術の開発成果集（令和7年3月）：国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構）とされているところであり、今後の普及に向けては、より安価な施工方法を整理する必要がある。
- ・このため、積雪寒冷地である本県に適応した、恒久電気柵と鉄鋼スラグ舗装を組み合わせた省力的な管理技術の開発を行うもの。

※ 鉄鋼スラグ（製品名「カタマ[®]SP」）

製鉄行程で発生する原料を活用した通電性を保って舗装することが可能な資材。電気柵は、柵線下の地面が通電性を有していることで動物に電気ショックが与えられる。一般のアスファルト舗装は通電性を有していないため電気柵線下の舗装には使用できない。

また、舗装により地表の均平が保たれることで、電気柵線と地面との隙間を狭く設置でき、高い侵入防止効果が期待できる。

2 鉄鋼スラグ（通電性向上）舗装と電気柵を組み合わせた省力型で効果の高い防護システムの特徴

- ① 電気柵下の土壌の違いによる電気柵電圧値の推移～鉄鋼スラグ舗装の有用性～
→鉄鋼スラグ舗装は、土と遜色ない通電性があることが確認できました。
- ② 鉄鋼スラグ舗装と電気柵を融合した集落柵の実証例
→兵庫県丹波市の実証地ではイノシシ、シカの侵入が多く 225a の農地で 68% の減収率で 110 万円程度の被害が発生していました。実証後は柵内部でのイノシシ、シカの侵入は確認されず、被害はほぼゼロにまで改善しました。
- ③ 鉄鋼スラグ舗装による農作物等への影響はない
→鉄鋼スラグ舗装を畦畔に舗装した 2 日後に降雨試験（300mm/h 相当 11 分間の人工降雨処理）を行った結果、水田へのアルカリ流入量は少なく、水質・土壌への影響は極めて小さいこと、その結果水稻の生育にも影響は及ぼさないことが明らかになりました。
- ④ 鉄鋼スラグ舗装の高い耐久性
→2013 年に敷設した 10cm 厚の鉄鋼スラグ舗装（に若干のセメントを配合）は、無植生となる 30 mm 以上の高い硬度と（谷本・鈴木 1985）、周辺土壌の約 74% の通電圧がみられました。10 年後も、ほぼ同じ硬度と通電圧を維持していることが明らかになりました。
- ⑤ 大規模基盤整備事業への導入実証例
→鉄鋼スラグ舗装施工は施工費の負担が大きいですが、基盤整備事業などの機会に圃場設計の一部として畦畔への施工を取り入れることで、草刈りや電気柵管理が大幅に軽減できる集落にすることができます。兵庫県姫路市の実証地では約 20ha の農地の畦畔（畦畔部分だけの面積は約 1 ha）に鉄鋼スラグ舗装を施し、区画単位で電気柵を架設することでアライグマを含めた獣害を大幅に軽減できました。



森林整備事業等による鳥獣被害対策について

1 事業内容

(1) 森林整備事業（国庫）

森林の有する多面的機能の維持・増進を図ることを目的とし、森林整備事業の他の施業（造林等）と一体的に実施する鳥獣害防止施設等の整備（ネット、食害防止チューブ等の設置及び忌避剤の散布等）を支援

事業主体：市町村、森林所有者、森林組合等、NPO 法人、森林経営計画策定者等
補助率：標準経費の 68%

(2) いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林（県民税））

植栽実施箇所において植栽区の保全に必要な鳥獣害防止施設等の整備（シカ食害防止ネット柵又はシカ食害防止チューブの設置及び忌避剤の散布）を支援

事業主体：市町村、林業事業体等、NPO 法人、各種団体及び県内に事務所又は事業所を有する法人
補助率：標準経費の 80%

2 令和 7 年度の実績

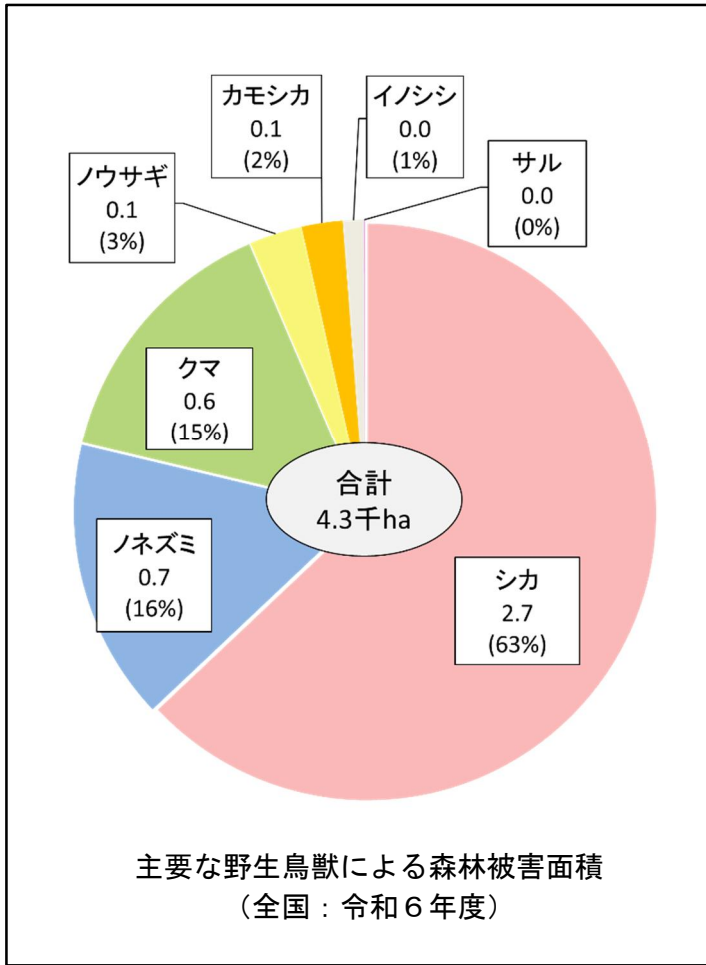
(1) 森林整備事業

作業種	市町	面積 (ha)	延長(m)	補助金額 (千円)
忌避剤散布	遠野市	199.80	—	13,614
	釜石市	13.55	—	851
	住田町	8.51	—	589
	陸前高田市	31.47	—	2,315
	計	253.33	—	17,370
防護柵	大船渡市	—	1,984	4,266
	住田町	—	1,102	1,621
	計	—	3,086	5,887
食害防止チューブ	住田町	4.44	—	8,015
	計	4.44	—	8,015

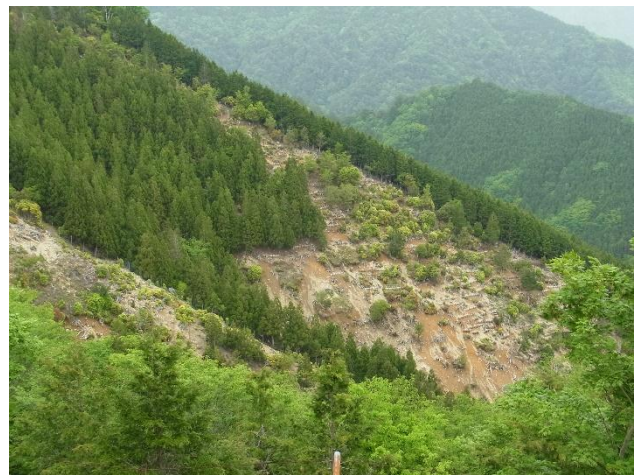
(2) いわて環境の森整備事業

作業種	市町	面積 (ha)	延長(m)	補助金額 (千円)
忌避剤散布	遠野市	15.53	—	961
	田野畑村	0.49	—	38
	洋野町	8.01	—	624
	計	24.03	—	1,623
食害防止チューブ	大船渡市	1.32	—	2,688
	陸前高田市	0.90	—	1,554
	計	2.22	—	4,242

参考（林野庁 HP から抜粋）



シカの剥皮被害（滋賀県）



シカの食害による裸地化（三重県）

被害状況	幼齢木の枝葉の食害、植栽木の樹皮の食害、角こすり被害(シカ)		幼齢木の食害(カモシカ)	壮齢木の剥皮被害(クマ)	植栽木の枝葉、樹皮の食害	幼齢木の枝葉、樹皮の食害	
	ニホンジカ、カモシカ等			クマ	ノネズミ	ノウサギ	
対象物	幼齢木の枝葉及び幹へ噴霧器で散布、又は手ですり込み		ステンレスネット及びパイプや間伐材を利用した支柱による柵を設置	見通しの悪いところへの侵入を回避するシカの習性を利用し、遮光資材によるネットやシートを設置	植栽木をポリエチレン製チューブや樹脂製ネットで囲い込み又は巻き付け	壮齢木にポリエチレンテープ、金網、トタン、枝条等を巻き付け	殺鼠剤(リン化亜鉛)を散布 ・ヘリコプター散布 造林地及びその周辺に全面散布 ・手巻き散布 ①ネズミ穴に投入 ②約4~5m間隔に点状に配置
防除内容	忌避剤を、幼齢木の枝葉及び幹へ噴霧器で散布、又は手ですり込み	ステンレスネット及びパイプや間伐材を利用した支柱による柵を設置	見通しの悪いところへの侵入を回避するシカの習性を利用し、遮光資材によるネットやシートを設置	植栽木をポリエチレン製チューブや樹脂製ネットで囲い込み又は巻き付け	壮齢木にポリエチレンテープ、金網、トタン、枝条等を巻き付け	殺鼠剤(リン化亜鉛)を散布 ・ヘリコプター散布 造林地及びその周辺に全面散布 ・手巻き散布 ①ネズミ穴に投入 ②約4~5m間隔に点状に配置	くくりわなを設置し、ノウサギを捕獲
防除方法	忌避剤の散布	防護柵の設置	遮光ネット等の設置	食害防止チューブ等の設置	テープ巻、金網巻、トタン巻等	殺鼠剤の散布	くくりわなの設置



R 8 年度 3 次 募集 実施 予定

参考)
令和 7 年度 3 次 募集
期間 : R7.9.17~10.16

**令和 8 年度 県民参加の森林づくり促進事業
企画募集（2 次募集）のお知らせ**

県では、県民の皆さんが主体的に取り組む、森林をつくる活動や森林を学ぶ活動等を支援します。

1 募集期間

令和 8 年 4 月 10 日（金）から 5 月 13 日（水）まで

2 募集内容等

募集内容		応募可能 団体	補助率	補助額
(1) 森林をつくる活動 《森林整備活動》	①未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動を支援	市町村、 各種団体、 NPO 団体、 県内に事務 所のある法人	定額	1 団体あたり 100 万円以 内
	②森林所有者への啓発活動を支援			
(2) 森林の手入れを行なう多様な担い手を育成する活動 《人材育成活動》	森林施業等の研修活動を新たに活動する個人や、非営利団体等を対象に実施する活動を支援			
(3) 森林を学び活かす活動 《森林環境学習活動》	県民理解を促進する森林環境学習活動を支援			
(4) 森林資源を活かす活動 《県産材利用促進活動》	森林環境学習等と連動した木材・木材製品等の県産材利用促進活動を支援	市町村、公益 法人等	1/3 以内	



3 活動期間

補助金交付決定の日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

4 応募方法

募集要領に定める書類を提出してください。
書類の提出は、応募団体の住所を管轄する広域振興局林務担当部等をお願いします。

5 その他

詳しい内容や応募に必要な書類等については、岩手県ホームページをご覧ください。
【募集ホームページ】岩手県ホームページ → 「産業・雇用」 → 「林業」 → 「いわての森林づくり県民税」

【お問い合わせ先】 県庁 林業振興課 振興担当（電話 019-629-5776）
各広域振興局 林務担当部、農林振興センター、岩泉林務出張所

令和8年度の現地対策チームの取組計画について

【盛岡地域】

地域	計 画	
	実 証	<ul style="list-style-type: none"> ○名称 ワイヤーマッシュ立体柵の侵入防止効果及び耐久性効果の継続実証【継続】 ○時期 令和8年5月～令和9年3月 ○場所 盛岡市玉山区（令和5、6年度設置ほ場、延長約840m、面積約1.8ha） ○概要 ワイヤーマッシュ立体柵による採草地におけるニホンジカ、イノシシの柵内への侵入防止効果及び耐久性向上効果の継続実証
盛岡地域	現地指導活動 （普及センターが主体となった取組を含む）	<p>クマ被害経営体への現地指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容 ① 電気柵の設置・維持管理指導【新規】 巡回指導等の機会を通じ、作物残渣の放置、電気柵のたわみ、雑草防除不徹底等、不適切な運用に対する改善指導を実施。 ② クマ被害対策に係る個別指導【新規】 調査票に基づき被害状況及び被害防止対策の状況を確認し、必要な支援（電気柵の適切な維持管理、刈払い等）を実施。 ○対象 ① 管内生産者 ② 6経営体（滝沢市2、紫波町2、矢巾町1、岩手町1） ○時期 ① 5月～10月 ② 6月～11月 ○その他 会議や指導会等の場を通じ、生産者、農協等の関係機関に「農作物技術情報 第2号 野生鳥獣対策」を配布してツキノワグマによる農作物及び人身被害防止について注意喚起。
	研 修 会	<ul style="list-style-type: none"> ○名称 ① 令和8年度盛岡広域現地対策チーム被害防止対策研修会 ② 令和8年度盛岡広域鳥獣被害防止対策研修会 ○時期 ① 令和8年7月 ② 令和8年11月 ○場所 ① 紫波町 ② 矢巾町営キャンプ場 ○概要 ① 生産者、農協等の関係機関を対象に、電気柵設置ほ場における維持管理の適正化を図るための研修会を開催 ② 協議会構成員、生産者を対象に、対象鳥獣別の生態等を踏まえた被害防止対策、捕獲技術等に関する研修会を開催
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市区界牧野では、交付金の活用によるワイヤーマッシュ立体柵の設置を予定（9月設置予定、延長1,600m、面積約9ha）

【奥州地域】

地域	計 画	
奥州、 金ケ崎	実 証	<ul style="list-style-type: none"> ○名称 簡易減容化設備の設置実証【新規】 ○時期 設置後～2月 ○場所 奥州市 ○概要 大型排水管を利用した簡易減容化設備の処理能力検証や環境モニタリング予定
	現地指導活動 (普及センター が主体となった 取組を含む)	<ul style="list-style-type: none"> クマ被害経営体への現地指導 ○内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 未対策経営体への被害状況の確認及び電気柵設置誘導【新規】 ② 電気柵設置済み経営体の今年度対策確認【新規】 ○対象 <ul style="list-style-type: none"> 2経営体 ①奥州市(果樹)、②金ケ崎町(畜産) ○時期 <ul style="list-style-type: none"> 5月 現況把握 6月～ 電気柵設置に向けた検討及び支援 12月 被害防止対策の効果把握
	研 修 会	<ul style="list-style-type: none"> ○名称 イノシシ対策研修会【新規】 時期 7月 場所 奥州市(遠野、花巻、一関にサテライト会場設置) 概要 管内農業者及び関係機関を対象に、イノシシの基本的な生態や行動特性から、現場で活用できる対策の考え方・応用に係る研修会を開催するもの。 ○名称 電気柵研修会(座学・現地)【強化】 時期 8月、11月 場所 奥州市 概要 管内農業者及び関係機関を対象に、電気柵の設置方法及び維持管理に係る研修会を開催するもの。
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○スマート捕獲等普及加速化事業に係る現地調査及び現地指導において、市と連携した開催支援、対応(連絡帳整、対応支援等)【継続】 ○奥州市鳥獣被害サポーター研修において、管内の鳥獣被害状況と対策について情報提供(9月) ○現地対策チーム会議の開催 時期 6月、12月 概要 取組計画の検討、実績検討

【花北地域】

地域	計 画	
花北地域	実 証	<p>○名称 恒久電気柵による野生動物侵入箇所遮断効果実証【継続】</p> <p>○時期 6月～11月</p> <p>○場所 花巻市石鳥谷町大瀬川地区（葛丸川沿い）</p> <p>○概要 農作物に被害を与えるイノシシ及びツキノワグマは、沢や河川沿いに移動して農地や農家住宅付近に出没する例が多いことから、河川沿いの堤内民地に高張力鋼線（フェンシングワイヤー）を用いた恒久電気柵及びセンサーカメラを設置し、被害防止効果を検証する。 延長：約1,000m</p> <p>○その他 実証箇所において、設置、維持・管理に係る研修会を開催する。（6～10月）</p>
	現地指導活動 （普及センターが主体となった取組を含む）	<p>クマ被害経営体への現地指導</p> <p>○内容 ① 被害実態の把握と被害防止対策の改善指導【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度にツキノワグマによる農作物被害を受けた経営体に対する被害防止対策の指導等を実施 ・ チェックシートを用いた対策状況の確認・改善提案 <p>○対象 被害調査の対象とした経営体（花巻3、北上1、西和賀1）</p> <p>○時期 6～11月</p>
	研 修 会	<p>○名称</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電気柵の設置、維持・管理研修（実習）【再掲】 ② 農作物被害防止対策研修会（座学） <p>○時期</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 6～10月 ② 1月 <p>○場所 管内</p> <p>○概要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業者等を対象として、設置から維持・管理までの研修を実施（講師：農業普及技術課革新支援担当職員） ② 農業者等を対象として、農業者自らが行う効果的な被害防止対策に係る研修会を開催（対象獣種等は今後検討）

【一関地域】

地域	計 画	
一関 地域	実 証	<ul style="list-style-type: none"> ○名称 センサーカメラを活用した生態調査、被害状況把握【継続】 ○時期 通年 ○場所 一関市藤沢地区 ○概要 昨年度に引き続き、センサーカメラを活用し、生息状況の把握を行い、効果的な被害対策技術の導入を検討する。
	現地指導活動 (普及センターが主体となった取組を含む)	<ul style="list-style-type: none"> クマ被害経営体への現地指導 ○内容 ① 被害実態の把握【新規】 ② 改善提案【新規】 ○対象 果樹5経営体(令和7年度クマによる農作物被害調査協力経営体) ○時期 6～3月 ○その他 被害実態や対策の実施状況等を把握し、個別に改善策等を提案し、被害軽減を図る。(センサーカメラ設置による侵入経路の把握、電気柵の見回り等を想定)
	研 修 会	<ul style="list-style-type: none"> ○名称 (仮称)鳥獣被害防止対策研修会【新規】 ○時期 7～12月に2回 ○場所 藤沢町、花泉町 ○概要 被害防止対策や電気柵の適正管理等の研修を予定。
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○一関・平泉地域現地対策チーム会議を開催予定(年2～3回) ※第1回は5/14(木)実施済 ○栽培指導会等の様々な機会を通じて、被害防止策等を周知する。

【遠野地域】

地域	計 画	
	実 証	<ul style="list-style-type: none"> ○名称 ニホンジカ捕獲に係る大型囲いわな実証【継続】 ○時期 令和8年11月～令和9年3月 ○場所 遠野市綾織町 ○概要 R7年度に実施した周辺監視・頭数カウント式自動捕獲システムを活用した大型囲いわな実証を継続し、効果的な運用について検討及び実証を行う。
遠野地域	現地指導活動（普及センターが主体となった取組を含む）	<p>クマ被害経営体への現地指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容 ① 対策状況の確認、改善提案【新規】 ② 改善事例の把握【新規】 ○対象 R7年度にクマ被害のあった経営体（4経営体：果樹3、畜産1） ○時期 令和8年5月～令和8年12月 ○その他 5月～ 対策状況の確認、改善提案、対策技術等の情報提供 12月～ 被害防止対策の改善事例の把握

【釜石地域】

地域	計 画	
	実 証	<ul style="list-style-type: none"> ○名称 ワイヤーマッシュ立体柵の効果実証【継続】 ○時期 令和7年10月～ ○場所 大槌町小槌地区 ○概要 当地域では、シカによる雪解け直後の被害が問題となっているため、年間を通して設置できるワイヤーマッシュ立体柵の被害防止効果について、昨年度から引き続き実証する。 ○その他 今年度は市民農園(予定)へ実証場所を移し、周知を図る。
釜石地域	現地指導活動 (普及センターが主体となった取組を含む)	シカ被害経営体への現地指導 <ul style="list-style-type: none"> ○内容 ① シカ被害対策に係る個別指導【新規】 ② 電気柵の設置及び維持管理指導【新規】 ○対象 1 経営体(大槌町) ○時期 4月～12月
	研 修 会	<ul style="list-style-type: none"> ○名称 沿岸圏域野生鳥獣被害防止対策連絡会 ○時期 秋頃 ○場所 釜石市内(予定) ○概要 沿岸地域の市町村、猟友会、森林組合、農業協同組合等、関係組織、団体を対象とした研修会 ○その他 詳細は検討中

【大船渡地域】

地域	計 画	
大船渡地域	実 証	<ul style="list-style-type: none"> ○名称 サル、ニホンジカ、イノシシを対象とした恒久柵の実証【強化】 ○時期 設置済 適宜修繕等対応 ○場所 住田町五葉地区 ○概要 サル、ニホンジカ、イノシシを対象に、フェンシングワイヤーを用いた恒久電気柵の実証により、大船渡地域で活用されていない「恒久電気柵」の普及につなげる ○その他
	現地指導活動（普及センターが主体となった取組を含む）	<ul style="list-style-type: none"> クマ被害経営体への現地指導 ○内容 ① 実証圃の維持管理の指導【新規】 ② 被害防止対策状況の確認【新規】 ○対象 2経営体 ○時期 通年（随時）
	研 修 会	<ul style="list-style-type: none"> ○名称 クマを「よせつけない」をテーマとした研修会の開催【新規】 ○時期 6－7月頃 ○場所 大船渡合庁 ○概要 ①鳥獣被害防止対策全般について ②緩衝帯設置事業に係る事例発表
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・柿を対象としたクマ被害防止対策の実証（農振協予算）

【宮古地域】

地域	計 画	
宮古 地域	実 証	<ul style="list-style-type: none"> ○名称 ワイヤーマッシュ立体柵の効果実証【継続】 ○時期 令和8年4月～令和9年3月（令和7年12月設置） ○場所 宮古市花輪地内 ○概要 牧草地のシカ被害の軽減のため、年間を通して設置でき、管理が容易なワイヤーマッシュ立体柵の被害防止効果を実証する。 対象作物：牧草 実証規模：約36a（外周約300m） 内容：収量調査（立体柵設置区及び無設置区） 令和7年度の実収量との比較 センサーカメラによる監視
	現地指導活動（普及センターが主体となった取組を含む）	<ul style="list-style-type: none"> クマ被害経営体への現地指導 ○内容 ① クマ被害多発園地の現地調査【新規】 ② 電気柵等の対策指導【新規】 ○対象 令和7年度クマ被害調査を行った果樹農家（4戸） ○時期 令和8年6～7月
	研 修 会	<ul style="list-style-type: none"> ○名称 宮古地域鳥獣被害防止対策研修会【強化】 ○時期 令和9年1月頃 ○場所 検討中 ○概要 市町村担当者及び協議会構成員等を対象に、専門家による鳥獣被害防止対策に係る研修会を開催併せて、ワイヤーマッシュ立体柵の効果実証の結果を情報提供

【久慈地域】

地域	計 画	
久慈地域	実証	<p>○名称 大型囲いわなによる捕獲実証【継続】（令和7年度～）</p> <p>○時期 令和8年10月～令和9年3月 ※調整中</p> <p>○場所 久慈市</p> <p>○概要 従来の金属製の囲いわなは、移動・設置に係る負担が大きいが、漁網等のポリエチレン製の囲いわなは、耐久性に劣る。 そこで、軽量で耐久性が高く、柔軟性がある軽量剛性繊維網（特殊な編み方をした耐候性ポリエステル繊維製のネット）を活用した囲いわなによるイノシシの捕獲実証を行う。</p>
	現地指導活動（普及センターが主体となった取組を含む）	<p>クマ被害経営体への現地指導</p> <p>○内容 ① クマ被害対策に係る個別指導【新規】 電気柵に係る設置及び維持管理の指導及びその他の被害防止対策状況の確認 ② 電気柵設置圃場の現状確認及び維持管理指導【新規】</p> <p>○対象 ① 5経営体 ② 1経営体（5月時点）</p> <p>○時期 ① 令和8年6月～令和9年3月 ② 令和8年4月～11月</p>
	研修会	<p>○名称 電気柵設置研修会【強化】</p> <p>○時期 令和8年8月 ※調整中</p> <p>○場所 洋野町宿戸地区（集落ぐるみ鳥獣被害対策モデル地区）</p> <p>○概要 洋野町鳥獣被害対策協議会で導入する電気柵の設置及び維持管理方法について、集落の住民を対象とした研修会を開催する。</p>
	その他	<p>○久慈地域鳥獣被害防止担当者会議（年2回予定） 第1回は5月18日に実施済み</p>

【二戸地域】

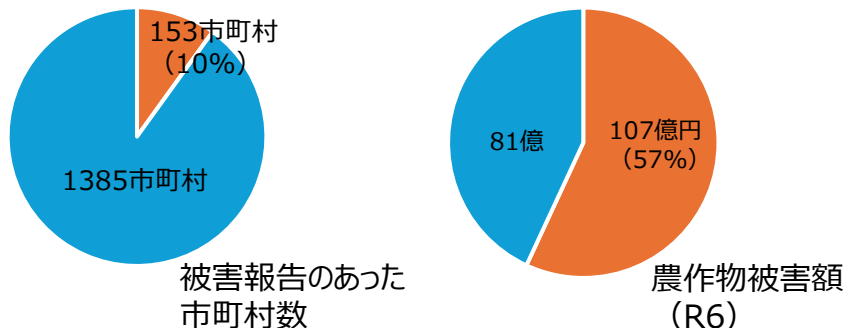
地域	計 画	
二戸地域	実 証	<p>○名称 ① ICTを活用した鳥獣被害対策の実証【継続】</p> <p>○時期 令和8年6～12月</p> <p>○場所 二戸市（箱わなの設置場所は変更予定）</p> <p>○概要 野生鳥獣の生息状況の監視、わなの見回り、捕獲の省力化に係る実証を行う （通信機能付きトレイルカメラ、獣サイズ判別センサー式自動捕獲システム（アニマルセンサー）、長距離無線式捕獲パトロールシステム（ほかパト））</p> <p>○その他 8月頃、実証圃場にて現地研修会を開催</p> <hr/> <p>○名称 ② 電気柵の設置及び管理技術実証【新規】</p> <p>○時期 令和8年6～12月</p> <p>○場所 基盤整備地区等の担い手に集約した圃場（検討中）</p> <p>○概要 恒久電気柵と簡易電気柵を組み合わせて設置し、侵入防止技術及び除草等管理に係る実証を行う</p> <p>○その他 10月頃、実証圃場にて現地研修会を開催</p>
	現地指導活動（普及センターが主体となった取組を含む）	<p>クマ被害経営体への現地指導</p> <p>○内容</p> <p>① クマ被害対策にかかる個別指導【新規】 電気柵の設置状況等被害防止対策の状況確認</p> <p>② 集落ぐるみの被害対策支援【新規】</p> <p>○対象</p> <p>① 5経営体</p> <p>② 二戸市内4地区</p> <p>○時期 ①及び② 令和8年5月～12月</p>
	研 修 会	○名称 実証①及び実証②に記載のとおり

鳥獣被害対策タスクフォースについて

- 一部に存在する被害が特に大きい市町村が、**主体的に対策に取り組む**ことが、全体の被害額を減少させるカギになる。
- 都道府県が「**鳥獣被害対策タスクフォース**」(TF)を設置。TFにおいて、**首長のコミットメント**、関係団体の参画、**地方自治体の財源措置の明確化**を要件として重点支援対象市町村を選定。
- 「**鳥獣被害対策強化プログラム**」を策定し、**農作物被害縮減に効果的な対策**を実施。

鳥獣被害対策タスクフォース

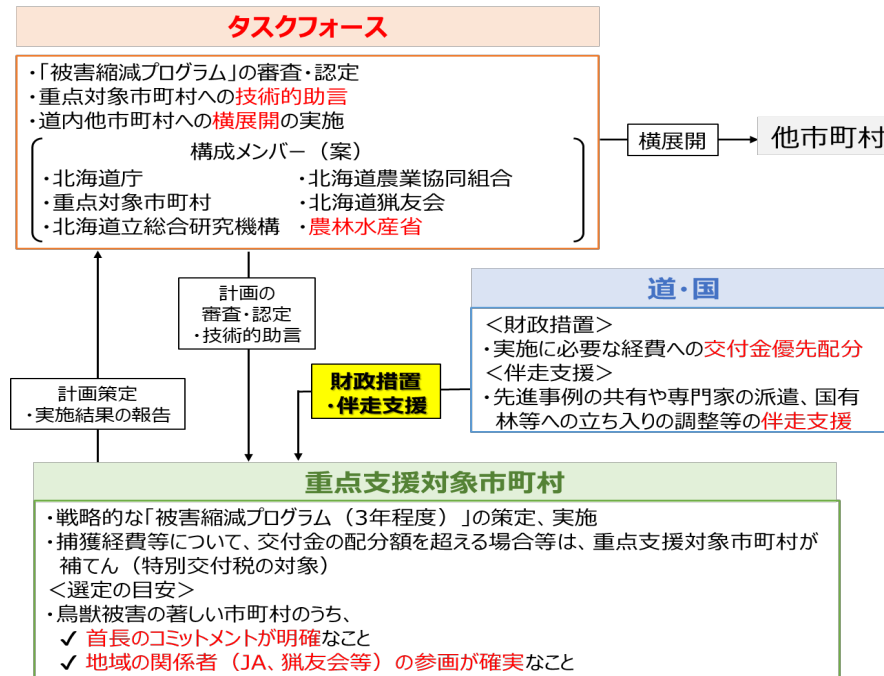
- 市町村別に被害額をみると、**上位10%**の市町村被害額が全国の**被害額全体の約6割**を占める(R6)



想定されるTF取組の流れ

- 県) 重点対象市町村の指定
- 町) 鳥獣被害対策強化プログラムの作成
- 県) TF立ち上げ
- TF) 鳥獣対策強化プログラムの検討
- 町) 被害対策の実施
- 国) 鳥獣交付金の優先配分

都道府県が主体となりTFを設置



TFのねらい

- 重点支援対象市町村での被害の軽減
- 被害対策優良事例の創出 ⇒ 横展開
- 効果的な鳥獣対策及び効率的な予算執行
- 鳥獣交付金定額補助からの脱却 (重点配分)

7 農振第3 2 1 5号-1
令和8年4月20日

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長

鳥獣被害対策タスクフォース設置要領の制定について

鳥獣被害の著しい市町村を対象に、都道府県及び市町村等の関係者が連携して重点的な対策を講じることを目的に、別添のとおり鳥獣被害対策タスクフォース設置要領を制定するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について（平成20年3月31日付19生産第9427号農林水産省生産局長通知）第1の3に定める対策は、本要領に基づく対策とするので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県主務部長に対しては貴職から通知願いたい。

鳥獣被害対策タスクフォース設置要領

第1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号）制定以降、市町村が定める被害防止計画に基づき、被害防止施策が講じられてきたところであるが、野生鳥獣による農作物被害は依然として高水準で推移している。特に、上位10%の市町村における被害額が全体の過半を占める状況（令和6年度）となっている等、被害の著しい市町村への支援が急務となっている。

このような状況の下、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月）において、被害が大きく増加している市町村や大きな被害が継続して発生している市町村等に対しては、関係省庁や都道府県と連携して、地域の課題に応じて、先進事例の共有や専門家の派遣等の伴走支援を行うこととしている。

このため、鳥獣被害の著しい市町村等のうち、対策の高度化に意欲ある市町村を対象に、都道府県及び市町村等の関係者が連携して重点的な対策を講じることを目的に、都道府県は、「鳥獣被害対策タスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を設置し、農林水産省の参画を得ながら、被害縮減に向けた重点的な対策を企画立案・実施することができるものとする。

第2 タスクフォースの設置

- (1) タスクフォースは、都道府県が設置する。
- (2) タスクフォースの構成員は、以下の機関を中心に都道府県が選定する。
 - ① 都道府県
 - ② 重点支援対象市町村
 - ③ 都道府県農林漁業研究機関
 - ④ 都道府県農林漁業団体
 - ⑤ 都道府県狩猟団体
 - ⑥ 農林水産省

第3 運営等

- (1) 都道府県は、鳥獣被害の著しい市町村のうち、対策の高度化に意欲ある市町村（重点支援対象市町村）を選定する。重点支援対象市町村の選定にあたっては、対策の高度化の取組について、以下の点を必須とする。
 - ① 市町村長のコミットメントが明確なこと

② 地域の関係者（農林漁業団体、狩猟団体等）の参画が確実なこと

- (2) 重点支援対象市町村は、3年程度の「鳥獣被害対策強化プログラム」（以下「プログラム」という。）を策定し、都道府県において内容を審査のうえ認定する。当該認定にあたっては、都道府県は事前に農林水産省と協議する。
- (3) プログラムの実施にあたって、タスクフォースは技術的助言を行うとともに、都道府県及び農林水産省は必要に応じて伴走支援を実施する。
- (4) プログラムの実施に必要な経費について、都道府県及び重点支援対象市町村は、特別交付税措置等も活用しながら、財源の確保に努めるものとする。
- (5) 農林水産省及び都道府県はプログラムの実施に必要な経費について、鳥獣被害防止総合対策交付金を優先配分する。
- (6) タスクフォースの取組内容については、都道府県ホームページ等において公表するとともに、他市町村への横展開を図る。

令和8年度岩手県狩猟免許試験

～あなたも狩猟者になりませんか？～

狩猟は農林業などに被害を与える
鳥獣の個体数を調整する重要な役割を果たしています。



狩猟や有害鳥獣捕獲を行うためには、**狩猟免許が必要**です。
岩手県では、次のとおり狩猟免許試験を行います。

	日時	場所	申請受付期間	免許種類
第1回	令和8年7月12日(日) 9時30分から17時まで	宮古市 岩手県立大学 宮古短期大学部	令和8年5月27日(水)から 令和8年6月10日(水)まで	わな猟免許及び 第一種銃猟免許に限る。
第2回	令和8年10月4日(日) 9時から17時まで	滝沢市 岩手県立大学	令和8年8月19日(水)から 令和8年9月2日(水)まで	網猟免許及び わな猟免許及び 第一種銃猟免許及び 第二種銃猟免許。
第3回	令和8年12月6日(日) 9時から17時まで	滝沢市 岩手県立大学	令和8年10月21日(水)から 令和8年11月4日(水)まで	わな猟免許及び 第一種銃猟免許に限る。

【備考】

- 狩猟免許試験の概ね2週間前に、予備講習会(初心者講習会)を開催します。
予備講習会については、(公社)岩手県猟友会(019-622-2358)にお問い合わせください。
- 詳細は、岩手県ホームページ(狩猟免許試験の実施について)を御確認ください。

【問い合わせ先】

岩手県環境生活部自然保護課 野生生物担当

☎TEL: 019-629-5371 / 📠 FAX: 019-629-5379 / 📧 E-Mail: FA0031@pref.iwate.jp